

二〇一〇年三月  
創立八十周年記念論集

# 東方學報

京都

第八十五册

京都大學人文科學研究所

**THE  
TÔHÔ GAKUHÔ**

東 方 學 報

JOURNAL OF ORIENTAL STUDIES

Kyoto Number 85

March 2010

The 80th Anniversary Volume

THE INSTITUTE FOR RESEARCH IN HUMANITIES  
(JINBUN KAGAKU KENKYUSHO)  
KYOTO UNIVERSITY

## 「密」字考

安岡孝一

平成 21 年 9 月のこと、京都大學人文科學研究所附屬東アジア人文情報學研究センターに對し、毎日放送のニュース番組『Voice』からインタビュー依頼があった。枚方市に住む「密山」さんが婚姻届を枚方市役所に提出したところ、新しい戸籍では勝手に姓を「密山」にされてしまった上、頑として「密山」に戻してくれない、というのだ。實は、この「密」という字に筆者は淺からぬ因縁があり、また、筆者が研究中の戸籍漢字施策とも深い關連があったので、インタビューをお受けすることにした。以下はその顛末記である。

### 問題の所在

「密」に對する枚方市役所の措置は、戸籍法あるいは戸籍法施行規則に根據を置くものではなく、平成 2. 10. 20 法務省民二第 5200 號通達<sup>1)</sup>という法務省民事局長からの通達に依據している。この通達はその後、平成 6. 11. 16 法務省民二第 7005 號通達<sup>2)</sup>、平成 16. 9. 27 法務省民一第 2665 號通達<sup>3)</sup>、平成 21. 4. 30 法務省民一第 1109 號通達<sup>4)</sup>によって一部改正されており、平成 21 年 9 月時點での通達内容は以下のとおりだった。

#### 第 1 新戸籍編成等の場合の氏又は名の記載に用いる文字の取扱い

婚姻、養子縁組、轉籍等による新戸籍の編製、他の戸籍への入籍又は戸籍の再製により従前の戸籍に記載されている氏若しくは名を移記する場合、又は認知、後見開始等により戸籍の身分事項欄、父母欄等に新たに氏若しくは名を記載する場合におい

- 
- 1) 氏又は名の記載に用いる文字の取扱いに關する通達等の整理について、民事月報、Vol. 45, No. 11 (平成 2 年 11 月), pp. 166-172.
  - 2) 戸籍法施行規則の一部を改正する省令の施行等に伴う關係通達等の整備について、戸籍、第 626 號 (平成 7 年 1 月), pp. 48-54.
  - 3) 「氏又は名の記載に用いる文字の取扱いに關する通達等の整理について」の一部改正について (通達)、民事月報、Vol. 59, No. 11 (平成 16 年 11 月), pp. 171-173.
  - 4) 「氏又は名の記載に用いる文字の取扱いに關する通達等の整理について」の一部改正について、民事月報、Vol. 64, No. 6 (平成 21 年 6 月), pp. 83-85.

て、当該氏又は名の文字が従前戸籍、現在戸籍等において俗字等又は誤字で記載されているときの取扱いは、次のとおりとする。

1 俗字等の取扱い

戸籍に記載されている氏又は名の文字が次に掲げる文字であるときは、そのまま記載するものとする。

- (1) 漢和辞典に俗字として登載されている文字

[中略]

2 誤字の取扱い

- (1) 誤字の解消

戸籍に記載されている氏又は名の漢字が誤字で記載されているときは、これに對應する字種及び字體による正字又は別表に掲げる文字（以下「正字等」という。）で記載するものとする。

[後略]

つまり、結婚などで新たな戸籍を作る際に、もし姓名に「誤字」が含まれていたなら、それは役所が「正字」に直さなければならない、という通達である。では、役所はどのようにして「誤字」「俗字」「正字」を見分けるかだが、それに対しては、法務省民事局から平成 16. 10. 14 法務省民一第 2842 号通達「誤字俗字・正字一覽表」<sup>5)</sup> が出ている。圖 1 にその

メ	ム	ミ
綿	面	鳴
盟	命	無
務	民	妙
密	魅	味
綿	面 <sup>△</sup>	鳴 <sup>△</sup>
	盟 <sup>△</sup>	命 <sup>△</sup>
	無 <sup>△</sup>	務 <sup>△</sup>
	民 <sup>△</sup>	妙 <sup>△</sup>
	密	魅
	味	呆
		滿
		滿
		滿
		滿
		滿
		滿
		滿
		滿

圖 1 「誤字俗字・正字一覽表」の「密」と「密」

5) 氏又は名の記載に用いる文字の取扱いに関する「誤字俗字・正字一覽表」について、戸籍、第 764 号（平成 16 年 11 月），pp. 96 - 155.

一部を示す。この表において、明朝體で示されているのが「正字」であり、▲あるいは●付きの楷書體が「俗字」、無印の楷書體が「誤字」だというのが、法務省の立場である。すなわち、「誤字」の「密」は、新たな戸籍を作る際には「正字」の「密」に直さなければならない、ということになる。法務省のこの通達にしたがい、枚方市役所は、結婚した「密山」さんの戸籍を「密山」で作った、というのがコトの次第である。

ただ、この措置は、一般の人々には非常にわかりにくい。というのも、この措置は、新たに作った戸籍にだけ適用されるもので、元の戸籍には適用されないからである。結婚した「密山」さんの戸籍は「密山」になるが、「密山」さんの父親の戸籍は「密山」のまま。つまり、親子の姓が異なる字體になってしまうわけで、これはある種の人々に取っては耐えがたい措置だと言える。また、「密」が本當に「密」の「誤字」なのかどうか、という點に關しても、當然、議論のあるところだろう。

## JIS 漢字コード委員會における議論

實は、この「密」という字は、筆者も參劇した JIS X 0213:2000 の制定作業（平成 8～11 年）において、問題となった漢字である。「密」は NTT 電話帳に用例が 7 件発見されており、いずれも「密山」（ささやま）という姓だった。ただ、この「密」の眞ん中の部分が本當に「夨」なのかどうかについては、異論があった。たとえ「密」の異體字だとしても、字體候補としては「密」「密」「密」も考えられる。特に「密」は、「密」の異體字としてはかなり有名であり（圖 2）、NTT（あるいは昔の電電公社）がこれを誤って「密」に作った可能性は捨てきれなかった。當時の NTT 電話帳は、6 ポイント外字が 40×40 ドットで印刷されており、「密」と「密」を見分けられるほどの精度はなかったのである。

また、「密」の NTT 電話帳以外の活字用例を、JIS 漢字コード委員會は発見できなかった。手書きの寫本の例としては、『類聚名義抄』（天理本）（圖 3）や『正楷錄』（國會本）（圖 4）があったが、これらを明朝體に轉寫する場合に「密」で起こしうるかどうかの判断がつかなかった。これに加え、當時すでに法務省民事局は、「誤字俗字・正字一覽表」を平成 6. 11. 16 法務省民二第 7007 號通達<sup>6)</sup>として運用しており、そこでも「密」を「誤字」としていた。

これらを勘案した結果、JIS 漢字コード委員會としては、「密」を JIS X 0213:2000 に採録しないこととした。また、JIS X 0213:2000 の解説 5. 1. 2. 4 「字體についての採否規準」に、以下の一文を含めておいた。

6) 氏又は名の記載に用いる文字の取扱いに關する「誤字俗字・正字一覽表」について、戸籍、第 626 號（平成 7 年 1 月）、pp. 78-137.

d) 法務省見解による誤字を避ける。法務省リスト（“氏又は名の記載に用いる文字の取扱いに關する“誤字俗字・正字一覧表”について、平成6年11月民二第7007號民事局長通達）は、▲印又は●印のあるもの（“漢和辭典に俗字として登載されている文字”）を採録の根據の一つとして用い、無印のもの（戸籍改製・新戸籍編製に當たって正字に訂正する字）を不採録の根據の一つとして用いる。ただし、採否どちらの場合も、法務省リストを十分條件として用いることはしない（すなわち、▲印であれば必ず採録、無印であれば必ず不採録とするということはない）。

察 寔 寧 實 賓 富 寒 寔 宰 寂 宿 密	正 楷
	列 女 傳
	話 取 經 詩
	說 通 俗 小
察 寔 寧 實 實 寒 宰 寂 宿 密	劇 古 今 雜
察 實 寔 寒 宿 密	平 三 話 國 志
	府 太 平 樂
	嬌 紅 記
	白 袍 記
	東 應 記
	目 連 記
	金 瓶 梅
	事 嶺 南 遊

圖2 『宋元以來俗字譜』の「密」と「密」



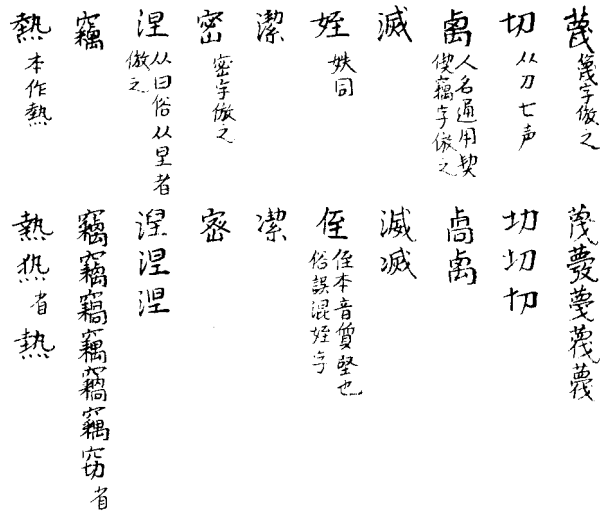


圖4 『正楷録』(國會本)中38オ

## 汎用電子情報交換環境整備プログラムの成果

平成14～20年度に経済産業省の委託でおこなわれた汎用電子情報交換環境整備プログラムでは、戸籍統一文字(約56000字)、住民基本台帳ネットワーク統一文字(約21000字)、登記統一文字(約68000字)を集め、検討をおこなった<sup>7)</sup>。しかし、その成果報告書<sup>8)</sup>に「密」の文字は見えない。つまり、戸籍統一文字にも、住民基本台帳ネットワーク統一文字にも、登記統一文字にも「密」は含まれていない、ということである。

戸籍統一文字が「密」を含んでいないのは、もちろん、法務省民事局の戸籍行政におけるポリシーの問題であり、現実の戸籍が「密」を含んでいないという意味ではない。法務省民事局は「誤字俗字・正字一覧表」で「密」を「誤字」と認定している以上、新たに作る戸籍では使わないし、したがって戸籍統一文字に含めるべきではないということだ。

一方、住民基本台帳ネットワークは、「外字」を画像でやりとりする機能を有していることから、住民基本台帳ネットワーク統一文字に「密」が含まれていないのは、不思議なことではない。これに對し、登記統一文字には「密」は含まれていないが、よく似た「密」は含まれている(圖5)。ちなみに、この「密」は横濱地方法務局が保有している文字であ

7) 高田智和：平成明朝體グリフの字形變異について，東洋學へのコンピュータ利用，第20回研究セミナー(平成21年3月)，pp.31-45.

8) 汎用電子情報交換環境整備プログラム成果報告書，日本規格協會(平成21年3月)。



平成明細	戸籍文字	住基文字	登記文字	読み			
				X0213	UCS	大漢和	施策
	宥		宥	エン			
TK01022180			01022180				
	宥		宥				
TK01022190			01022190				
	宥		宥	ショク・ジキ			
TK01022200			01022200				
	宥		宥	キ・よる・よせる			
TK01022230			01022230				
	宥		宥	ネイ・ニョウ・やすい			
TK01022250			01022250				
	宥		宥	ウ・のき			
TK01022260			01022260				
	宥		宥				
TK01022270			01022270				
	宥		宥	ガイ・カイ			
TK01022280			01022280				
	宥		宥	グウ・グ・ゴ			
TK01022290			01022290				
	宥		宥	エイ・ケツ・エツ・エチ			
TK01022300			01022300				
	宥		宥	ア・ワ・アイ・ヨウ			
TK01022310			01022310				
	宥		宥	シュク・シュウ			
TK01022320			01022320				

図5 登記統一文字における「宥」

り、「宥」との関連は不明である。

## インタビューの概要

平成21年9月10日、毎日放送『Voice』の上野由洋記者とカメラさんが、東アジア人文情報学センターの筆者の部屋を訪れた。筆者は、ここまでに本稿で示した資料を全て部屋に準備した上、私物の『新潮日本語漢字辞典』を持ち込んでいた。というのも、『新潮日本語漢字辞典』には「宥」が親字として収録されているからである(図6)。

ただし、『新潮日本語漢字辞典』は「宥」を國字「ささ」としているが、筆者の意見は違っ

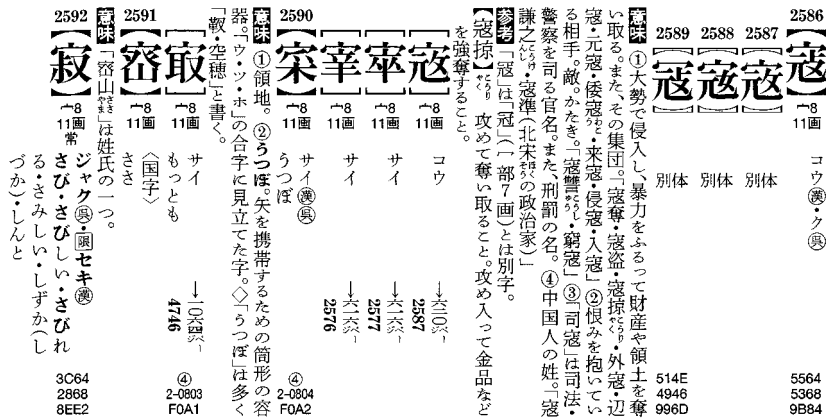


圖6 『新潮日本語漢字辞典』の「宥」

ていた。「密」→「宥」→「宥」と俗化していった、という説を筆者は探っており、したがって「宥」は「密」の俗字という意見である。根拠として、『類聚名義抄』(天理本)の影印本を上野記者に見せ、カメラさんにも映像として収めてもらった。また、読みは「ささ」ではなく「ささや(く)」で、つまり「宥山」は「ささややま」が「ささやま」となった可能性がある、という点を指摘した。

しかし、インタビューは、むしろ『新潮日本語漢字辞典』の記述の方に集中した。『新潮日本語漢字辞典』の記述を採用するならば、「宥」は「誤字」でも「俗字」でもなく、れっきとした「正字」ということになる。したがって、「宥」を「密」に直した枚方市役所の措置は、その根拠を失うことになるわけだ。それはもちろんその通りで、『新潮日本語漢字辞典』の「宥」を示せば、枚方市役所は先の措置を撤回する可能性は高い。萬が一、撤回しなかったとしても、大阪家庭裁判所に家事審判を申し立てて、『新潮日本語漢字辞典』の「宥」を書證として示せば、戸籍の更正(もしくは氏の変更)は勝ち取れるだろう。

そこで、『新潮日本語漢字辞典』の当該ページのコピーをお渡しして、インタビューは終了となった。ところが、筆者が晝食から帰ってきた途端、上野記者から部屋に電話が入った。『新潮日本語漢字辞典』を貸してほしい、と言うのだ。正直、「買ったらしいのに」と思わなくもなかったが、OKと申し上げたところ、ものの10分ほどで部屋に現れた。どうも、カメラさんとともに「ますたに」で晝食を取っていたらしかった。

### ニュース番組『Voice』での放映

平成21年9月14日18時20分頃から約10分間、毎日放送『Voice』で「宥山」さんの

話題が放映された。番組のスタンスとしては、姓は親から子に伝えられていく大事なものであって、勝手に變えることは許されない、というニュアンスが強く感じられた。特に「密山」さんの父親は、この「密」という字に対する思い入れが強く、親子2代で営む「密山建設工業」もこの字で通している。先祖からいただいた大切な姓をここで絶やすわけにはいかない、という主張を、親子の運轉免許證を比較する映像とともに伝えていた。この主張を補強すべく、戸籍問題に詳しいという山田康子辯護士が画面に現れ、姓を勝手に變えられてしまうのは自己同一性を損なうし、個人の尊重をないがしろにしている、と、かなり強い口調で指摘した。

この後、筆者のインタビューが1分30秒ほど流れ、「密」→「密」→「密」という説と、『類聚名義抄』および『新潮日本語漢字辭典』の「密」が紹介された。その直後の場面で、枚方市役所の戸籍擔當者と面談する上野記者が、鞆から『新潮日本語漢字辭典』を取り出し、擔當者に「密」のページを示す。驚く擔當者。心憎い演出だ。擔當者は戸籍の更正を約束し、上野記者はそのことを伝えに、なぜか『新潮日本語漢字辭典』を携えて、「密山」さんのところへ赴く。

翌9月11日、「密山」さんは枚方市役所を訪れ、戸籍の更正を申し出て、それが受理される。續いて、法務省民事局からの返信FAXが紹介され、「密」に関しては「誤字俗字・正字一覽表」を直すか、平成2.10.20法務省民二第5200號通達に関しては今後も繼續する、という法務省の見解が示された。しめくくり、「密山」から「密山」に訂正された住民票が寫って、とりあえず大團圓となった。

## まとめにかえて

放映直後、しかし、筆者には一つの疑問が残った。「密山建設工業」という会社があるのなら、なぜ登記統一文字には「密」が収録されていないのか。録畫を見直してみたところ、ショベルカーの表記は「密山建設工業(有)」となっており、有限會社<sup>9)</sup>だったようだ。ならば、登記に「密」を使っていたはずではないのか。

さらに録畫をじっくり見直したところ、親子の運轉免許證が出てくるシーンで、筆者の目は點になった。「密山」さんの免許證が「密山」になっているのは仕方ないとして、父親の免許證は「密山」になっているのだ(圖7)。ここから類推すると、「密山建設工業」の登

9) 平成18年5月1日の有限會社法廢止により、従來の有限會社は無くなっている。ただし、特例有限會社に移行した可能性は高い。

記簿も、実は「密」なのではないか。そうであれば、登記統一文字に「密」があって「密」がないのも納得がいく。

ただ、もしそうだとすると、あれほどまでに「密」にこだわった「密山」さんの父親は、そもそも何にこだわっていたのだろう。それは「密」ではない何かであって、実は「密」でも「密」でも「密」でもかまわないようなものだったのだろうか。

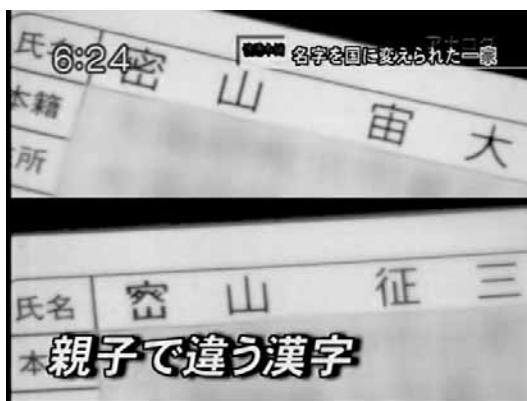


圖7 『Voice』で放映された「密山」さん親子の運転免許證

## Considering the Character “密”

Koichi YASUOKA

“密” has been regarded as a “wrong” character by MJJ (Ministry of Justice Japan). It is excluded from the Unified Character Set for Family’s Registers (戸籍統一文字) in Japan, and from the computer character sets such as JIS X 0213 or Unicode.

In September, 2009, MBS (Mainichi Broadcast Station) reported about a family, whose family name had been “密山” and was changed into “密山” by MJJ. MJJ has been trying to exclude “wrong” characters from Family’s Registers, correcting them into “right” characters. MJJ considered “密” as a “wrong” character and corrected it into “密”. MBS contacted CIEAS (Center for Informatics in East Asian Studies, Institute for Research in Humanities, Kyoto University) about the character “密”, and the author, a faculty member of CIEAS, was interviewed.

In fact “密” is less common nowadays. Thus the author, also a member of JIS committee, did not include “密” in JIS X 0213, since JIS X 0213 should include characters that are common in Japan. However, “密” was used more frequently in the Kamakura period and appeared in old Japanese dictionaries. “密” is a rarely-used character but not a “wrong” one.

As a result MJJ withdrew their decision about “密” and re-corrected the family name into “密山”. But MJJ is still trying to exclude other “wrong” characters from Family’s Registers even now.